

自然災害等に関するリスクへの対応

東日本大震災の発生を踏まえ、独立行政法人等（平成 25 年 1 月 1 日現在 104 法人）に対して、各法人における自然災害等に関係するリスクへの対応について、法令や国等からの指示・要請に基づくもののほか、法人独自の取組実態を把握するためのアンケート調査を行ったところであり、その結果は以下のとおりである。

1 法令や国等からの指示・要請に基づく取組として、次の①から③に掲げる法人に係る人命・財産・業務上のリスク対応のための規程類の整備状況の把握を行った。

① 法人の役職員や法人の施設の利用者等の人命・身体・施設・設備等の資産の損失・被害への対応

② 法人の業務継続の困難化への対応

③ 業務上の必要性から使用・保管する危険物等（化学物質、有機溶剤、毒劇物、高圧ガス、放射性物質、病原体、実験動物等）の紛失・流失等への対応

その結果、①のリスクについては 103 法人、②のリスクについては 102 法人において規程類を整備済み、整備予定等となっている。残る法人については、規程類の整備までは行われていないものの、①や②のリスクに対しては、関係法令を遵守し、適切な取扱いを行っているとしている。

また、③のリスクについては、危険物等を使用・保管している 60 法人の全てで規程類の整備が行われている。

2 法人の自発的取組については、別添のとおりとなっており、主なものを例示すると以下のとおりである。

(1) 法人の施設・設備等に関するもの

① 各法人共通的な施設・設備等に関するもの

- ・ 被災時の重要なデータ消失に備え、バックアップデータを遠隔地に保管等（国立公文書館（内閣府）、統計センター（総務省）、中小企業基盤整備機構（経済産業省）等）
- ・ 通信インフラが機能不全となった場合に備え、衛星携帯電話等の配備（国際協力機構（外務省）、宇宙航空研究開発機構（文部科学省）、年金積立金管理運用独立行政法人（厚生労働省）等）
- ・ 帰宅困難者の発生に備え、非常用食糧、飲料水、毛布等備蓄品の拡充（国民生活センター（内閣府）、国立環境研究所（環境省）等）

② 法人特有の施設・設備等に関するもの

- ・ 日本標準時発生機能について日本標準時副局と分散管理システムの構築に着手(情報通信研究機構(総務省))
- ・ 自家用発電装置の増強等による稼働体制の強化等(造幣局(財務省)、国立がん研究センター(厚生労働省)等)
- ・ 実験施設を耐震性能が最も高い建物に配置(国立健康・栄養研究所(厚生労働省))
- ・ 飼育施設を建物の最上階等に設け、カードキーによるセキュリティシステムを導入(国立循環器病研究センター(厚生労働省))
- ・ バイオ施設が被害を受けた場合、検査室等及び管理区域内の吸排気系を閉鎖(農林水産消費安全技術センター(農林水産省))

(2) 地域との連携等に関するもの

- ・ 地震発生時の広域避難場所として施設を開放することをマニュアルに規定(国立文化財機構(文部科学省))
- ・ 津波発生時の施設提供協力協定を地元自治体と締結(海洋研究開発機構(文部科学省))
- ・ 津波発生時の避難場所としてUR賃貸住宅の廊下、階段等の共用部分を周辺住民が使用できるよう、自治体と協力協定を締結(都市再生機構(国土交通省))

なお、このほかにも様々な法人独自の取組が報告されている。

今後、各法人において、自然災害等に関するリスクへの対応について取り組まれる際には、上記の取組も参考とされたい。